

カウンター保守単価契約書

カウンター保守単価について、福島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次の条項により単価契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が複写機を甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複写サービスに必要な消耗品（用紙を除く複写機稼働に必要な消耗品とする。以下「消耗品」という。）を円滑に供給することを目的とする。

（契約の内容）

第2条 乙は、この契約に定めるもののほか、別紙1複写サービス仕様書に従い、前条に定める契約の目的を確実に履行するものとする。

（個別契約）

第3条 甲は、この契約に定める電子複写機による複写サービスの供給を受けるに当たり、乙と電子複写機の複写サービスに関する個別契約（以下「個別契約」という。）を締結するものとする。

2 個別契約の締結は、甲の各機関において行う。

3 乙は、代理人を指定したときは、甲に対し、委任状を提出するものとする。

（履行期間）

第4条 この契約（個別契約を含む。以下同じ。）の履行期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、翌年度以降この契約に係る予算の減額又は削除があった場合、甲は、契約の全部又は一部を解約できるものとする。

2 前項ただし書きの場合において、甲はこれによって生じた乙の損害については、その責めを負わない。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（複写サービス料金の単価）

第6条 複写サービス料金（用紙代は除く。以下同じ。）の片面1枚当たりの単価は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

機種区分	単価
A-1	〇〇円
A-2	〇〇円

2 前項の単価について経済情勢の著しい変動及びその他やむを得ない事由により改定を要するときは、改定の1か月前までに甲、乙協議して定める。

（複写サービス料金の請求）

第7条 乙は毎月末日において甲の職員の確認を受けて、複写サービス利用枚数を算出し、

当該枚数に単価を乗じて得た金額（円未満切捨て）に消費税及び地方消費税を加えた金額を甲に請求するものとする。

- 2 前項の複写サービス利用枚数の算出に当たり、総複写枚数の2パーセントを、乙の責に帰すべき原因による不良の複写（乙が複写機の保守に当たって、複写機の点検と調整のため使用した複写を含む。）とみなし、総複写枚数から控除する。なお、控除枚数に小数点以下の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げるものとする。

（複写サービス料金の支払）

第8条 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に複写サービス料金を支払うものとする。

- 2 甲は、正当な理由なく契約金額の全部又は一部を支払うことができないときは、前項の期間満了の翌日から支払の日まで年2.6%の割合で計算した額（100円未満の端数は切り捨てる）を支払うものとする。

（複写機の保守）

第9条 乙は、複写機を甲が常時正常な状態で使用できるように保守を行うものとする。

- 2 前項の保守を行うために、乙は定期的に係員を設置場所に派遣して点検、調整を行わなければならない。
- 3 複写機が故障した場合は、甲の請求により、乙は直ちに係員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 4 乙が実施する作業は、原則として平日の9時から17時までの間に行うものとする。

（消耗品の取替え等）

第10条 乙は、点検又は甲の通知に基づき、複写品質維持のため乙が必要と認めたときは、消耗品を取り替えるものとする。また、乙は、巡回又は甲の申出によって予備消耗品の不足を知ったときは、当該消耗品を速やかに供給するものとする。

（複写機及び消耗品の所有権）

第11条 複写機及び消耗品の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良な管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。なお、消耗品については、乙所定の保管要領に従うものとする。

- 2 甲は、複写機及び消耗品が乙の所有であることを示す表示等をき損するなど、複写機の原状を変更するような行為並びに消耗品を他の用途に流用する行為をしてはならない。

（損害賠償）

第12条 乙は、甲が故意又は重過失によって複写機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

- 2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第15条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、個別契約に基づく支払済金額10の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号から第4号のうち審決の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18

日付け公正取引委員会告示第 15 号) 第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条第 1 項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第 7 項又は同法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 50 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第 5 項又は同法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。
 - 三 乙が、独占禁止法第 66 条に規定する審決（同法第 66 条第 3 項の規定による原処分
の全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1
項に規定する期間内に提起しなかったとき。
 - 四 乙が、独占禁止法第 77 条の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えにつ
いて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - 五 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40
年法律第 45 号）第 96 条の 6 による刑が確定したとき。
- 4 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、
甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、
その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければなら
ない。

（機密の保持）

第 13 条 乙は保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の
目的に利用してはならない。

（個人情報の保護）

第 14 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情
報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別紙個人情報取扱特記事項を守ら
なければならない。

（契約の解除）

第 15 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除
することができる。

- 一 乙が正当な理由により解除を申し出たとき。
- 二 乙が契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- 三 乙又はその代理人若しくは担当職員等に不正の行為があったとき。
- 四 乙がこの契約に違反したとき。
- 五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又
はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号におい
て同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77
号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴
力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算出する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等受注者の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第9条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.6%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(複写機及び消耗品の返還)

第 17 条 第 4 条又は前条の規定によりこの契約が終了した場合、甲は、複写機及び消耗品を速やかに乙に返還するものとする。この場合において、当該返還に要する費用は、乙の負担とする。

(その他)

第 18 条 この契約に定めのない事項及び契約の条項に疑義を生じた場合は、必要に応じ甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 19 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、福島地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 月 日

甲 住所 福島県双葉郡広野町中央台一丁目 6 番地 3
氏名 福島県
福島県立ふたば未来学園高等学校長

乙 住所
氏名